

標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって、身体に企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供された当該企画旅行に参加する目的をもって、本条第4項までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡を被る場合、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷又は有機体質を偶然かつ一時に吸収、吸収又は摂取したとき急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって、身体に企画旅行に参加する目的をもって、本条第4項までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡を被る場合、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

(用語の定義)

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款第3条第1項第2号の企画旅行及び受託企画旅行の企画旅行の第2条第1項第2号の企画旅行の企画旅行を指すものとします。

この規程において「企画旅行参加」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供された当該企画旅行に参加する目的をもって、本条第4項までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡を被る場合、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の「サービス」の提供を受けることを開始した時とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 医師等、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付了時
前項の「サービス」の提供が行われない場合においては、最後の運送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗る飛行機乗り降りにあつての手荷物の検査等の完了時

イ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ロ 鉄道であるときは、改札の時終了又は改札のないときは当該列車乗車時
ハ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 医師等、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げ了時
前項の解散の告知が行われない場合においては、最後の運送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが乗る飛行機乗り降りの完了時

ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、改札の時終了又は改札のないときは当該列車降車時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2) 死亡・後遺障害を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が法令に定められた運転資格を有していない、又は酔って正常な運転ができていない、その他法令で定められた運転条件に違反して運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の脳疾患、疾病又は心臓疾患。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7) 旅行者の転倒、転落、転倒、転落、後遺症又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

(8) 旅行者の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、政変、反乱その他これらに類似の事象又は暴動（この規程において、群衆による者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において騒ぎが起る、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）以下と同様とします。若しくは核燃料物質等によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故

(11) 前2号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射又は放射線汚染

2 当社は、原因のいかに関わらず、頭部脳神経系（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛・他覚症状のないのに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合一その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合に限り、補償金等を支払いません。

(1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害

(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競速、興行（いずれも興行を含みます。）又は競艇（性能競争を目的とする運転又は競争をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車による競走でこれらを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であることと定期便であることを認めず）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

第5条の2 当社は、旅行者が死亡・後遺障害を受け取るべき者の各号の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないこととします。ただし、その者が死亡・後遺障害の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当する者との関係によること

(2) 反社会的勢力を利用して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因として当該傷害が原因となつて生じたものとします。）以下と同様とします。）が認められる場合、旅行者1名につき、補償金額に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられている後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関する、身体機能の程度に配慮して、別表第2の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(1)(3)、(1)(4)、(2)(3)、(4)及び(5)(2)に掲げる機能障害に至らない障害が生じた場合は、後遺障害補償金を支払いません。

同一事象により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に別表第3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般のごとき後遺障害補償金は、補償金額の60%を上限とします。

前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活が営みできなくなり、かつ、通院（医師による治療を受ける場合において、自宅を離れて通院し、又は入院し、又は入院（医師による治療を受ける場合において、治療に専念することによること（以下「入院日数」といいます。））をした場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 通院日数7日未満の傷害を受けたとき

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を使用した場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできないときは、当該旅行者に入院見舞金を旅行者に支払います。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治つたとき以降の通院にかかわらず、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院見舞金を受け取るべき日数、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(10) 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第9条 当社は、旅行者1名につき、入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合、(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合、それぞれ1日につき、入院見舞金及び通院見舞金を旅行者に支払います。その合計額を支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上かつ入院見舞金を受け取るべき日数
ロ 通院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき
ハ 通院日